㈡　運営委員会は、㈠のほか、職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができるものとした。

㈢　運営委員会は、運営委員一三人以内をもって組織するものとした。

㈣　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとし、その任期を四年とするものとする等所要の規定を設けることとした。

6　業務の範囲

㈠　高齢・障害・求職者雇用支援機構は、3の目的を達成するため、従来の業務に加え、職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営に係る業務を行うものとした。

㈡　高齢・障害・求職者雇用支援機構は、㈠の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて㈠に掲げる施設（宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができるものとした。

7　業務の特例

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、従来の業務及び職業能力開発業務のほか、暫定的に雇用促進住宅等の譲渡業務等を行うものとするとともに、これらの業務の実施に伴う所要の規定を設けることとした。

8　区分経理

職業能力開発業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別の勘定を設けて整理しなければならないものとした。

9　協議会等

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職業能力開発促進センター等の運営に当たり、協議会の開催等により、労働者を代表する者、事業主を代表する者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないものとする等所要の規定を設けることとした。

10　協議

厚生労働大臣は、6㈠の業務に関し、通則法第二九条第一項の規定により、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならないものとした。

五　高齢・障害・求職者雇用支援機構の事務所に関する経過措置関係（附則第一四条関係）

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、政令で定める日までの間、主たる事務所を東京都に置くものとした。

六　中小企業退職金共済法の一部改正関係（附則第一七条関係）

1　業務の範囲等

勤労者退職金共済機構は、退職金共済業務のほか、財形関係業務を行うものとするとともに、当該業務の実施に伴う所要の規定を設けるものとした。

2　資本金

勤労者退職金共済機構に資本金を設けるものとした。

3　業務の特例

勤労者退職金共済機構は、暫定的に所要の業務を行うものとするとともに、これらの業務の実施に伴う所要の規定を設けるものとした。

七　勤労者財産形成促進法の一部改正関係（附則第一九条及び第二〇条関係）

勤労者等に対し教育資金の貸付けを行う業務を廃止するものとした。

八　高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構の職員の採用関係（附則第六条、第一五条及び第一八条関係）

1　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構又は勤労者退職金共済機構（以下「高齢・障害者雇用支援機構等」という。）の理事長は、雇用・能力開発機構を通じ、その職員に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構又は勤労者退職金共済機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構等」という。）の職員の労働条件及び高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとした。

2　雇用・能力開発機構は、1の提示がされたときは、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となることに関する雇用・能力開発機構の職員の意思を確認し、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となる意思を表示した者の中から、当該高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員の採用の基準に従い、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して高齢・障害者雇用支援機構等の理事長に提出するものとした。

3　2の名簿に記載された雇用・能力開発機構の職員のうち、高齢・障害者雇用支援機構等の理事長から採用する旨の通知を受けた者であってこの法律の施行の日の前日において雇用・能力開発機構の職員であるものは、この法律の施行の日において、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員として採用されるものとした。

4　雇用・能力開発機構及び厚生労働大臣は、雇用・能力開発機構の職員のうち、3の通知を受けた者以外の者の速やかな再就職を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとした。

九　この法律は、平成二三年一〇月一日から施行するものとした。ただし、雇用・能力開発機構の解散等に係る準備行為に関する規定は、公布の日から施行するものとした。

◇環境影響評価法の一部を改正する法律（法律第二七号）（環境省）

1　対象事業の範囲の拡大

対象事業に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるものの交付の対象となる事業を追加することとした。（第二条関係）

2　方法書の作成前の手続の創設

㈠　第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、事業の種類ごとに環境大臣と協議して定める主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならないこととした。（第三条の二関係）

㈡　第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならないこととした。主務大臣は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならないこととした。（第三条の三及び第三条の四関係）

㈢　環境大臣は、主務大臣に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるものとし、主務大臣は、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べることができることとした。この場合において、環境大臣の意見があるときは、主務大臣は、これを勘案しなければならないこととした。（第三条の五及び第三条の六関係）

㈣　第一種事業を実施しようとする者は、事業の種類ごとに環境大臣と協議して定める主務省令で定めるところにより、配慮書案又は配慮書について環境の保全の見地からの関係する行政機関及び一般の意見を求めるように努めなければならないこととした。（第三条の七関係）

㈤　環境大臣は、2の㈠及び2の㈣の主務省令に関する基本的事項を定めて公表することとした。（第三条の八関係）

㈥　第二種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができることとすること等、所要の規定を整備することとした。（第三条の九及び第三条の一〇関係）